

## 議第28号

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第34号中「7,000円」を「10,400円」に改め、同項第56号中「2,100円」を「2,700円」に改め、同項に次の1号を加える。

(90) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料 別表第71に定める額 別表第46(11)の項ア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項イ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表(15)の項ア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項イ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項ウおよびエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項オ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改める。

別表第50(3)の項中「7,000」を「8,200」に改める。

別表第55(7)の項ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表(9)の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表(20)の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表第56(8)の項中「第60条」を「第60条第1項または第2項」に改める。

別表第57注2中「35歳」を「25歳」に、「（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。）」を「であつて、次の各号のいずれにも該当するもの」に改め、同表注2に次の各号を加える。

(1) 技能検定の受検の申請の日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者でないこと。

別表第70の次に次の1表を加える。

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額	
(1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合 イ 認定を受けようとする畜舎等に特例畜舎等以外の畜舎等（以下この表において「大規模畜舎等」という。）がある場合 (ア) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの (イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (ウ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの (エ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	円	
(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合 イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの (ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの (コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		
(3) 法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	同	120,000
(4) 法第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡および譲受けの認可の申請に対する審査の手数料	同	6,000

(5) 法第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査の手数料	同	6,000
(6) 法第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査の手数料	同	6,000
(7) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同	25,000

注1 (1)の項および(2)の項の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 大規模畜舎等の新築をする場合 当該新築に係る大規模畜舎等の床面積
- (2) 大規模畜舎等の増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為をする場合 当該増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為に係る部分の床面積
- (3) 特例畜舎等の増築または改築をする場合（増築または改築後の畜舎等が大規模畜舎等に該当することとなる場合に限る。） 当該増築または改築に係る特例畜舎等の当該増築または改築後の床面積

2 (1)の項の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）または(2)の項の変更の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）であつて規則で定める書面の添付がなされたものに係る手数料の額は、6,000円とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第56号の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
別表第1号中「、第88号および第89号」を「および第88号から第90号まで」に改める。